

口座譲渡・売買・貸借は全て 犯罪です。

メールやSNSなどで口座の
譲り渡しを勧誘！



自分名義の口座を犯罪組織に
譲り渡してしまう。

通帳やキャッシュカードの譲渡のほか、
インターネットバンキングの認証情報を含む
口座情報の伝達は有償、無償問わず犯罪！

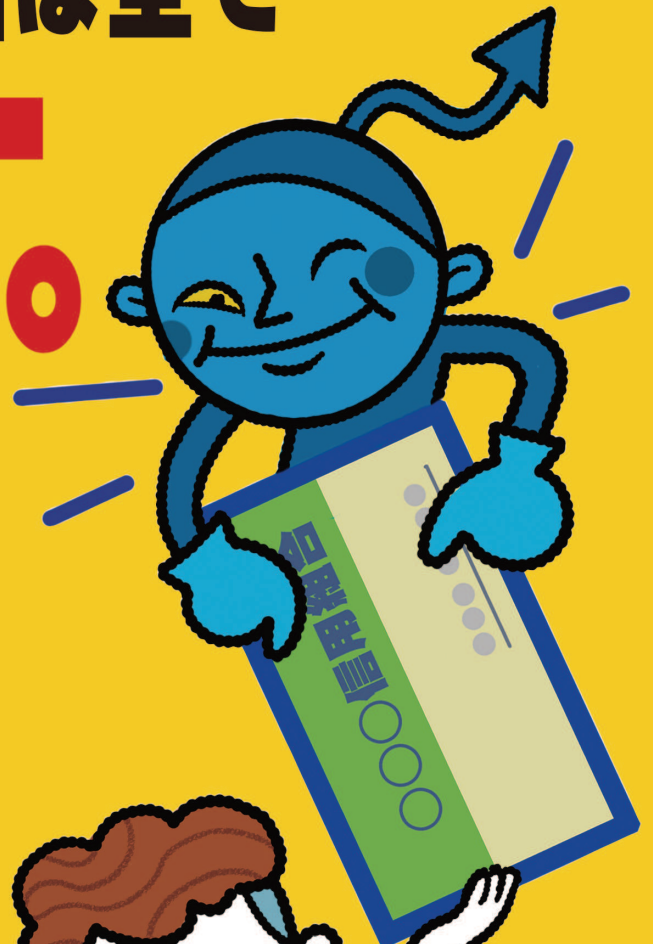
3年以下の拘禁刑 もしくは
500万円以下の罰金
またはその併科。

さらにこんな事も・・・

- ご自身名義の他の口座も凍結される。
- 新たな口座を開設できなくなる。

口座を渡した側も
罪に問われます。

不審なことがあれば速やかに信用組合窓口へ



口座を買ったり、 売ったり… 罰則引上げ！



1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

罰則の対象行為

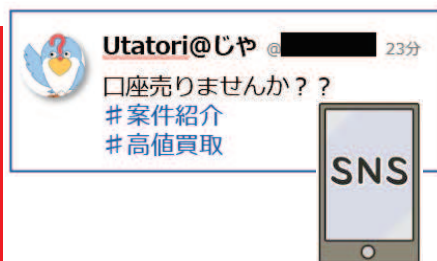


① 買う・譲り受ける行為

口座売ると
稼げるのか…



② 売る・譲り渡す行為



③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります



警察庁
National Police Agency

金融庁
Financial Services Agency